

## 法教育推進協議会・論点整理（案）

これまで、法教育については、平成15年7月に発足した法教育研究会において、我が国における法教育の在り方とともに法教育の普及・発展の方策を検討し、その具体化として4つの教材を作成・公表するなど、広くその成果を発信してきた（法教育研究会報告書『我が国における法教育の普及・発展を目指して - 新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむために - 』、以下、「報告書」という。）。

新しい司法制度の本格始動に向けて法教育の果たすべき役割がますます重要となることに対応すべく、平成17年5月には、法教育推進協議会（以下、「本協議会」という。）が発足し、法教育の更なる普及・発展のための取組みについて検討を行ってきたところである。

今般、本協議会発足から1年が経過したことを契機として、法教育の実践状況について整理するとともに、法教育の実践を通じて認識された新たな課題、今後の協議の方向性に関し、本協議会において委員等から示された意見をもとに、今後の調査及び検討を通じて議論を深めるべき論点を整理することとした。なお、この論点整理に記載された事項については、本協議会の最終的な結論を示したのではなく、また、今後の新たな議論を否定するものでもない。

## 第1 報告書提出後の法教育をめぐる動き

## 1 学校教育における取組み

以下の取組みは、本協議会（第1回から第4回）において報告された内容を中心として整理したものである。

## (1) 報告書の4教材（「ルールづくり」、「私法と消費者保護」、「憲法の意義」及び「司法」）の実践例

静岡大学教育学部附属島田中学校における実践

新宿区立落合第2中学校における実践

筑波大学附属中学校における実践

高槻市立阿武野中学校における実践

ないし の3校においては、本協議会の教材改定検討部会の構成員が中心となり、年間を通じて、報告書の4教材又は独自に開発した法教育教材を用いた実践が行われている。 においては、下記2(2)記載中の法教育の実践研究を委嘱された教育委員会のもと、報告書の4教材を中心に実

践が行われ、本協議会の教材改定検討部会の構成員が同校の教員の指導に当たったことが、本協議会において報告された。

(2) 裁判員教育に関する検討，実践

横浜桐蔭大学における学生・市民を対象とした模擬裁判を通じての法教育

「裁判員教材の在り方について（中間まとめ）」の公表及び意見募集

については、文部科学省が高等教育の活性化のために実施している「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」の一つとして行われている。については、本協議会の裁判員教材作成部会において、今後作成する裁判員教材のねらいや伝えたい内容を取りまとめた上、本年3月17日から4月21日までの間、意見募集を行った。

(3) 千葉大学教育学部における取組み

附属小学校における授業実践

高度情報化社会と法の在り方について小学校及び高等学校における授業実践と教材開発

教員研修における体験的、問題解決的な法理解と授業企画

中高生を対象とする裁判員制度を題材としたディベート企画

千葉大学教育学部においては、法教育に関する体験的・問題解決的教育プログラムの開発、実践、検証を目指し、上記「ないし」の取組みを行っている。

2 関係機関等における取組み

(1) 法務省における取組み

法務省においては、法教育の普及施策の一環として、平成16年11月21日に、最高裁判所、日本弁護士連合会、文部科学省との共催により法教育シンポジウムを開催した。シンポジウムではアンケートを実施し、アンケートの中で法教育に関する強い関心を示した関係機関に対しては、必要に応じて、法教育研究会における法教育の検討状況等についての説明を順次行っている。

また、報告書を法務省ホームページに掲載したほか、「はじめての法教育」と題した冊子として出版し、教育関係者、法律実務家をはじめ多くの方々が容易に入手、利用できる方策を講じている。

法務省では、他の関係機関と協力しながら、本年度もシンポジウムを開催して、広く法教育を周知するとともに、裁判員制度に関する教育と合わ

せて教員に対する夏季教員研修を行う予定としている。

(2) 文部科学省における取組み

文部科学省においては、学校教育における法教育の充実を図るため、教育課程研究協議会や各教科等担当指導主事連絡協議会において、報告書について周知するとともに、全国の教育委員会や学校に対し報告書について周知し普及を図った。

また、法教育に関する教材・資料の開発、指導方法の工夫、指導力の向上の取組み等について、5つの教育委員会及び教育研究団体等に対して実践研究を委嘱し、小中学校段階における法教育の教材等の開発や指導の実践事例、教員の指導力向上に関する研修プログラム開発について成果を得た。

(3) 日本弁護士連合会・各弁護士会連合会・各弁護士会における取組み

日本弁護士連合会では、市民のための法教育委員会を設置し、法教育の全国的な推進を図るべく、各弁護士会に対して法教育活動をサポートするとともに、法教育に関する情報の集約・交換をはかり、教員向け教材の開発・検討を行っている。また、例年教員向け夏季セミナーを実施し、教育関係者との意見交換を行っている。また、弁護士会連合会のレベルでも、シンポジウムを開催するなどの活動を行うとともに、法教育の委員会を設置するなど所属弁護士会の法教育の推進を図っている。各地の弁護士会の7割では、それぞれ法教育を担当する窓口・委員会を設置するなど活動を始めている。法教育に関するジュニアロースクールやセミナーを開催する、各地の教育関係者との研究会を設けている弁護士会もある。

裁判員制度を学校現場で周知することに関しては、日本弁護士連合会では、市民のための法教育委員会と裁判員制度実施本部との連携をはかって対応している。

(4) 日本司法書士会連合会・司法書士会における取組み

日本司法書士会連合会においては、「生きる力となる法教育Part Ⅱ」というテーマで市民公開シンポジウムを開催（平成17年2月）し、教員と法律実務家との協働授業の実践例の紹介を行うとともに、生涯教育の視点でのパネルディスカッションを行った。また、大学の学園祭の機会を利用しての法教育シンポジウムの開催や会内外での研修会等における法教育をテーマとした講演等に精力的に取り組んできている。さらに、全国50単位会すべてで法教育活動が実施できるよう支援活動を行うとともに、講師を務める司法書士間の意見交換の場の設営に取り組んでいる。さらに、教育現場との交流を深めながらの協働授業の展開が実施されてきている。そ

して、法テラスにおける情報提供業務における法教育情報の提供のために、司法書士会が取り組む法教育に関するデータベース化についても検討を進めている。

#### (5) 最高裁判所における取組み

最高裁においては、報告書を全国の裁判所に配布し、法教育への裁判所の関与の重要性について周知を行った。

また、裁判所や裁判制度についての理解を促進するため、裁判所見学に訪れた学生（特に小学生）を対象とする、裁判制度について分かりやすく説明した広報用ビデオ（「リホちゃんナビスケの裁判所ってどんなところ？」）を作成し、全国の裁判所に配布した。

さらに、平成21年度に導入される裁判員制度について、将来の裁判員候補者である学生にその意義、重要性等を理解してもらうため、次のような取組みを実施した。

裁判員ウェブサイトにて、裁判員制度について、クイズ形式も交えながら、分かりやすく説明した「キッズコーナー」を開設した。

裁判員制度について分かりやすく説明した「裁判員ブックレット」を作成し、大学・高校等のほか、各地裁から教育委員会を通じて図書館及び公民館に配布した。

裁判員制度広報用映画「評議」を作成し、そのビデオを各地裁から図書館に配布し、希望者への貸出しについて配慮してもらうよう依頼した。

裁判官等裁判所職員が学校等に出張して、裁判員制度について講演・説明を行う出張講演会・説明会を実施した。

### 3 関連する動き

#### (1) 文部科学省

- ・中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会審議経過報告（H18.2.13）

中央教育審議会教育課程部会では、平成17年4月以来、学習指導要領全体の見直しについて審議を行っており、平成18年2月13日に「審議経過報告」を取りまとめ、公表した。このうち、法に関連する記述は以下のとおりである。

#### 「2 教育内容等の改善の方向

- （1）人間力の向上を図る教育内容の改善  
具体的な教育内容の改善の方向

1) 国家・社会の形成者としての資質の育成等

ア 国家・社会の形成者としての資質の育成

(資質・能力の育成)

今日、子どもたちが社会の変化に主体的に対応できるようにするためには、情報、環境、法や経済などに関する教育の充実が求められている。

(知識・技能の定着)

法や社会のルールをしっかり守ることの重要性を認識すること

民主主義や法、自他の権利と義務、公正さといった基本的な概念について体験的に理解することが、実生活への活用を視野に入れた場合、特に重要であると考えられる。例えば、学校や学級での集団生活の中で、正義や公正さを重んじて身近なトラブルを解決していく態度や実践などが期待される。

情報、環境、法や経済など社会の変化に伴って国家・社会の形成者として新たに必要とされる知識・技能の定着のための教育については、学校外の人材や学習機会を有効に活用し、各教科等の関係部分を相互に関連付けながら理解させることが重要である。」

(2) 内閣府

・消費者基本計画（H17.4.8閣議決定）

消費者保護基本法が昭和43年の制定以来36年ぶりに改正され、平成16年6月、新たに消費者基本法として成立した。消費者基本法においては、消費者政策の基本理念として、「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立の支援」を基本とするとともに、政府は、消費者政策の計画的な推進を図るため、消費者基本計画を定めなければならないとされた。

平成17年4月、消費者利益の擁護・増進に関する重要課題に政府全体として計画的・一体的に取り組むに当たっての基本的方針として、平成17年度から平成21年度までの5年間を対象とした消費者基本計画を定め、閣議決定された。

本計画においては、消費者政策の基本理念に基づき、消費者政策の3つの基本的方向と9つの重点事項が提示されており、重点事項の一つとして下記のとおり消費者教育の体系化が挙げられている。

「3. 今次基本計画における消費者政策の重点

(6) 学校や社会教育施設における消費者教育の推進

## 消費者教育の体系化

消費者教育を幅広く，かつ，効率的・効果的に実施していくために，広く関係機関の協力を得て，消費者教育の体系化を図り，これに基づく消費者教育の推進方策について検討する。

[内閣府，文部科学省，関係省庁，国民生活センター]

平成19年度までに一定の結論を得る。」

平成17年度においては，消費者教育の目標，対象領域の設定（安全，契約・取引，情報，環境）とその目標，ライフステージに応じた各領域での目標（計62）が，消費者教育体系化のための枠組みとしてまとめられた。

## 第2 法教育推進協議会における協議内容

### 1 法教育推進協議会が果たすべき役割

法教育に関わる者が，相互の経験を共有して，互いに連携・研さんする開かれたフォーラムとしての役割を果たすべきである。

### 2 報告書の4教材実践の方向性

#### (1) ルールづくり

ルールづくりにおいては，まず，集団を形成するのは個人であって，原則として，他者に危害を与えない限り，個人の尊厳，自己決定が最大限尊重されるという前提に立った上で，なぜ自己決定の妨げとなりうるルールを作らなければならない場面があるのかを理解するため，ルールづくりの必要性について考えることが重要である。

どのような題材を取り扱うにせよ，やはり子どもたちが自分で実際にルールをつくる経験が必要である。報告書の4教材のうちでも，ルールづくりがキーポイントになってくる。

ルールをつくることができ，みんなでつくったから守り，そして場合によっては変えることができる，という3つの点はルールづくりの授業として不可欠な要素である。

ルールづくりでは，つくったルールをもう一度評価する視点が必要である。

ルールづくりでは，全員に共通して適用されるルールを作成するという作業と，そのルールを個別具体的な場面において適用することで正しい解決が得られるか，というルールの原則・例外について認識する作業が重要となる。

責任の中にも道義的責任と法的責任とがあり，両責任の競合による葛藤も生じることをどのように理解させるかを検討する必要がある。

ルールづくりにおいては，ルールには，道徳的な規範と異なり，強制力を伴う法という形になる必要があるものがあり，その必要性，趣旨についても理解に至るような工夫が必要である。

## (2) 私法と消費者保護

消費者教育の実施に当たっては，私的自治，契約自由の原則，その他法の基本的な正義，公正さにかかわるような教育を十分しておかないと，消費者被害への対処に限定されてしまう可能性があり，消費者教育と法教育の間で十分連携をとって，個別の知識ではなくて何が問題かということが分かる消費者を育成することが必要となる。

悪質商法に対する意識を高めるケーススタディで終わってしまうのではなく，消費者として，著作権や知的財産権などにも配慮しながら公正な判断ができるという法教育的な視点を入れ，商品を選択する行動を通して市民社会に寄与していく，すなわち，自分の利益のためだけでなく公正な判断をすることによって，最終的には，市民社会が自分にも生き易い社会となることを認識させることが重要である。このように，例えば，必要性，品質，価格，環境，アフターサービスという家庭科的な視点だけではなく，商品を適切に選択する主体的な態度を養うことで，よりよい市民社会の一員となっていくのだという法教育的な視点にまで広げて授業を構成することが必要である。

家庭科では個別のケーススタディを行い，公民的分野では紛争解決手段である民事訴訟手続において権利を実現するにはどうしたらいいかを学ばせるという方向で両科目を連携させることも考えられる。

「正義へのアクセス」という理論（紛争処理機構においては，判決，裁判を中心として法基準が作られ，これらの基準が調停，和解，苦情処理へと波及的な効果を持つ，逆に，調停，和解，苦情処理の中で出てきた問題をくみ上げて，裁判，判決の新たな基準が形成される，このような相互交流とダイナミクスがあって初めて，社会における正義の総量が増していく，との理論）に法教育を付加することによって，私的自治の原則など法の基本的な意義を理解した市民が紛争処理機能を正常に機能させ，正義の総量を増大させていくことができる形を目指すことが重要である。

消費者問題だけでなく，例えば会社と会社，会社と個人といった分野や，あるいは契約のない不法行為などについても教材化することで私法

分野についての理解をより一層深めることも必要であろう。

### 3 裁判員教育，裁判員教材作成の方向性

平成21年から運用が予定されている裁判員制度については，マスコミでも報道されているように，裁判員に選ばれた場合の不安や恐れという面が特に強調され，このような不安をそのままにして裁判員制度が始まってしまった場合，社会的な混乱さえ生み出しかねないというリスクがある。

裁判の存在意義・理由についての国民の理解を深める必要がある。

裁判員制度については，学校教育と大人に対する広報啓発の両方を進めていく必要がある。

裁判員制度について，小学校，中学校，高校，生涯教育を通じて，どういう形で順序付けて学んでいってもらおうかということが重要になる。

小学生を対象とした模擬裁判教材を開発したが，小学生に分かるような日常的な用語に組み替えて作業をしていかないと，学校，あるいは一般市民の中にも裁判員制度がなかなか根づかないだろう。

大学法学部の役割として，学生に対する法学教育だけではなく，裁判員候補者たる市民に法教育を提供すべきである。

大学法学部による市民に対する裁判員教育に当たっては，地元の法曹関係者，教育委員会，県，市などとも協力して進めていかなければならない。

市民というのは，親でもあり職業人でもあるので，学校という場などを使いながら子どもだけでなく親に対する裁判員教育という形で広がりを持たせていくことができるのではないか。

市民教育において，経験，年齢，知識の違いに応じた裁判員教育をどのように実施していくかを考える必要がある。

裁判員教材については，裁判員と裁判官の役割分担をどのように教材化するのかが課題である。

法教育の「司法」の分野と裁判員教育の部分とをどう関連付けるかを検討する必要がある。

模擬裁判という形をとるにしても発達段階に応じて，どのように発展させていくかを考える必要がある。

裁判の制度を教えるのも重要だが，自分たちが裁いた人がどういう刑罰や矯正教育を受けて社会に復帰していくのかというようなことを教えることも重要である。裁判員として行動することが，社会全体に対してどのような意味を持つのかを教える必要性が高い。

裁判員教材を用いた学習体験においては，自分の判断の道筋を自覚し，



他者の判断と比較することによって、自分の判断が現在のままでいいのかどうかを絶えず問いかけることになる。学習に裁判員制度という形式の素材を持ち込むことによって、子どもが無自覚であった自分の社会認知態勢を自覚し、みずから修正、成長、変革していく必然性のようなものに気づくという効果が期待できる。

裁判員教材の実施に当たっては、法資料の収集、用語の言い換えなど法律実務家との連携を積極的に進めていくべきである。

#### 4 授業実践を踏まえた問題提起

##### (1) 学校教育の教科等における位置付け

###### ア 社会科

法は社会を映す鏡であるという観点からは、法教育を社会科で展開することがもっとも自然であり、それにより法ということを日常的に意識した授業の積み重ねが可能となる。

基本的に、市場経済にあっては、経済活動は私人間の自由な契約に基づいて行われていくという考え方がある中で、私人には任せ得ない公的なものもあるという観点から、公共料金、公企業、税金、財政という問題を考え、公的な問題については、国民の意思を反映した公的な機関が決めていかなければならない、という切り口で見ると、経済分野もかなり法教育に関わってくる。

国際社会についての授業においても、憲法の理念に基づいた世界平和への貢献、その前提としての憲法を中心とした政治の仕組みという基本的な理念を絶えず意識した授業計画、授業内容が求められている。

NIE (news in education) など社会科の授業で新聞記事を利用する教育手法もあるところ、報道機関から提供される情報を受け手である国民がどのように捉えるかについて、法教育的な観点から検討することも考えられる。

###### イ 他教科等

社会科を中心としつつも、道徳の時間、特別活動、家庭科、総合的な学習の時間などで子どもたちにとって望ましい法教育の在り方を追求していきたい。

法教育を社会科で取り上げるとすれば、社会科に関係する内容が必要となるが、ルールをつくるという活動そのものを主眼とすれば、特別活動で取り上げることができる。その場合には、社会科とどのように連携を図るのか、特別活動としてのねらいをどのように明確にする

かという問題点がある（ルールづくりに関連して）。

総合的な学習の時間との連携も可能であろう（ルールづくりに関連して）。

コミュニケーションの必要性という観点からは、社会科だけでなく、国語、総合的な学習の時間でも扱うことができる。

裁判員は、ある一つの重大な事件に対して、社会的な責任を担ってその役割を果たすものであり、実際に判決を下される人の人生がかかってくる。しかも自分とは全く違う道徳律で判断する他者もあり、他者の判断と自分の判断とのギャップがあることから、他者の話を聞かざるを得ないことになる。「他者の話を聞く」という観点は、社会科のみならず、どの科目の授業においても大切なことではないか。（裁判員教材に関連して）

実際の事件を教材にして裁判員として裁いてみるという学習の前に論理を組み立てる能力について底上げをはかるべきではないか。

裁判形式の教材は、理由付け・反論というディベートの形で国語で扱うことも十分可能ではないか。

法は言葉と関連することから、法教育と国語とには強い関係性がある。法の大きな役割は、力を言葉に置きかえ、対話により紛争を解決することで暴力を極小化していくことにある。法は、言葉を用いて何かを秩序付けていく、あるいは形づくっていくという役割を持っているために、国語やディベートと関連付けた実施の可能性があるのではないか。

言語能力・表現能力・解釈能力といった法的な能力に関連するものと、法的に行動するということとは、相関関係があるとも言える。法教育の教材は、憲法についての歴史学習に求めたり、国語の学習に求めたり、身の回りの教材に求めていくという視点も必要ではないか。

## (2) 発達段階に応じた展開

小学校においては、法を通して社会を見ていくという見方が余りされてこなかったという指摘もあり、あえて意識的にあらゆるものを法を通して見ていくことによって、社会科の授業の内容がよりよく分かるのではないかということで、小学校における法教育に取り組んでいる。

発達段階に応じた目標と内容の設定について更に検討を加えていく必要がある。具体的には、小学校3年生の段階で、ルールやモラル、決まり間の違いを認識させる必要があるのかどうか、などという点について検討していく必要がある。

### (3) 授業実践に当たっての環境整備等

#### ア 教材利用に当たっての環境整備及び留意点

報告書では法教育の学習領域を4つ列挙しているが、教材とともに全体計画を作成しておくことにより、どの時期に何を行うかということが非常に明確になる。

報告書の4教材について、教材とその説明を読んだだけで、この教材を使った授業をするのは、多くの教員にとっては困難ではないか。

具体的な授業論(どの場面でどういう指導をするか、など)を伝えることにより、教員が法教育に取り組みやすくなる。

#### イ 学校教員への法教育の浸透及び法教育の実践への支援

教員養成あるいは現職教員のリカレント教育のカリキュラムの中に、どのように法教育を位置付けていくかを検討する必要がある。

法教育については、法学教育、法律教育と誤解され、教員にも敬遠されるところがあり、専門的な法学教育などとは異なることを的確に伝達する必要がある。

本協議会の提携校など(第1の1記載の教育機関など)における授業実践だけでは法教育の広がりには欠けるため、多くの教員が法教育に取り組むインセンティブをいかに高めるかということも考えていく必要がある。

法教育を実施していく上で、教員が法の条文を詳しく記憶することなどが求められているわけではないが、ある程度の法的なもの見方、法知識は必要となる。しかし、具体的な教育場面における効果的な教育的関与のために、教員が持つべき必要最低限の法知識、あるいは議論や論点を整理するための指針といったものが、具体的に必ずしも明確になっていないのではないかと。具体的な教育場面に関する具体的な教材を通して、教員と法律専門家、あるいは法律実務家が更に議論を進め、連携していく必要があるのではないかと。

#### ウ 法教育の実践拡大に当たっての方策、留意点

法や司法が密接に社会の中にあるという認識を学べるようなものとすべきである。

法教育という観点から見たエッセンス、知識を明らかにしていくべきである。

教育手法の一つとして、プロジェクト・ベース学習(子どもが自ら課題、目標、目標に至る過程を設定して主体的に学習する手法)があるが、この教育手法を法教育に取り入れることにより、法教育が目的

としている、法やルール、合意形成などへの参加のプロセスについて、子どもたちがより主体的に学ぶことができ、教育手法と教育内容の相乗効果によって、社会に主体的に参加する市民性を養うことが期待できる。

法教育実践の評価の視点について、子どもたちにどのような能力を身に付けさせたいかという観点から検討していく必要がある。

法を素材としたエンターテイメントの開発も必要ではないか。

法教育は、国民一人一人が法や司法の役割を十分に認識した上で、紛争に巻き込まれないように必要な備えをし、仮に紛争に巻き込まれた場合には、法やルールにのっとった適正な解決を図るよう心がけ、さらには自ら司法に能動的に参加していく心構えを身につける必要性から、その実施が必要とされている。子どもに法やルールを身近なものとして考えさせていくためには、学習者である子どもが、今まさに適正な解決を必要としている問題を学習の内容として取り上げていく必要がある。

法教育を人間の良心や情ともからめて考えるべきである。

## 5 今後の検討の方向性

法の基本的な価値、基本的な原理・原則の部分、一体何を核にして法教育を確立していくか。公正、権利・責任といった概念をキーにしながら、具体的にどういうものを理解させていくかということ積み上げていく必要がある。

発達段階に応じた法教育のあり方をどう考えるか。これを小学校、中学校、高校、大学以降というような形できちんと整理していく必要がある。

発達段階を縦軸と考え、法教育で身に付けるべき中核的な概念を横軸と考えて、法教育の位置付けを明確にしていく必要がある。その際、発達段階に応じた到達度について検討するだけでなく、中核的な概念を繰り返し教えていくことの必要性についても検討する必要がある。

通常の教科等の中で展開していく必要がある。その前提として、政治、経済、道徳など既存に組み入れられている内容との相関関係、差異化について検討するとともに、法教育を入れることによる既存の教科等への影響、効果についても考えていく必要がある。

社会科（必修、選択）、総合的な学習の時間、特別活動などで法教育をどのように展開するか、それぞれの教科等をどのように相互に連携させるか検討する必要がある。

さまざまな教材が作成・実践される中で，見失ってはいけないコアの部分を明確にしなければならない。報告書の4教材に込められたコアの部分をより鮮明に打ち出して，他の教材の作成・実践上も参考にしてもらう必要があり，法教育の理念と具体的な4つの教材をつなぐものについて，より深く検討を深めていく必要もある。

法教育に関する情報の集約及び発信をどのように行っていくか検討する必要がある。

学校現場における法教育の実践拡大を支援するため，教材作成や教室における実際の指導などにおいて，法律実務家がどのような支援をし得るか検討する必要がある。